



# 市長偶感

11月7日、市制施行55周年記念式典で長い間市政発展のために各方面で活躍いただいた方々を表彰させていただきました。これまでの羽生市の歴史を振り返ると、まちの風景や文化、そして生活の細部に至るまで大きな変化を遂げており、市民の方々のまじりこみに対する熱い思いや英知を感じ、改めて市政に対する責任の重さを実感しています。これからまた一歩ずつ、未来に向けて市民の皆さんとともに歩を進めていきます。

11月16日、東北道下り線・羽生パーキング「パサル羽生」の内覧会に出かけました。以前の約2・5倍の広さで、ムジナもんなどがデザインされたお土産、携帯ストラップ、「いがんじゅう」なども並んでいます。皆さんも、東北道をご利用の際には、ご覧下さい。

11月22日、防災訓練が9つの地区とともに同時実施されました。災害時に地域でできることやそれぞれの役割などを把握しておくことは、被害を最小限に抑えるためにもとても重要です。災害時には、地域の結束が何よりも大きな力になると思います。

11月29日、池谷幸雄体操教室&体操競技演習会で、オリンピックメダリストの池谷さんから子供たちへ分かりやすい体操指導をしていただきました。内村航平選手をはじめとする日体大の体操競技部や、市内の荒井練斗君や澤田和哉君が活躍する大宮東高校体操競技部の皆さんなど、日本屈指の選手たちによる世界レベルの技も披露されました。目の前で繰り広げられる華麗な技の数々に、選手たちの日頃の努力をうかがい知ることができました。選手皆さんの今後の活躍と、体操競技がより盛んになることを期待します。

# 1月25日から 戸籍が電算化されます

平成6年に戸籍法が改正され、戸籍事務をコンピュータ処理することができるようになりました。羽生市では、戸籍を見やすいものにするとともに、じん速で正確な事務処理を行うことで、より一層の行政サービスの向上を図るため、平成22年1月25日(月)から戸籍のコンピュータ処理を実施します。

## 戸籍の改製について

日本では、明治4年に戸籍法が制定されました。現在、羽生市にある戸籍の数は約2万2千ですが、このすべてが今回の戸籍改製

の対象となります。

なお、住所地が羽生市であったも本籍地が羽生市にない方は、対象ではありません。

## 戸籍事務をコンピュータ処理すると?

戸籍の届出が速く正確に処理され、届出から証明書の発行までの時間が短縮されます。

現在の和紙原本から磁気原本に変わりますので、帳簿類が無くなくなり、プライバシーの保護が強化されます。

戸籍の謄本・抄本は、今までの縦書き文書形式から横書きで項目化された、見やすいものになります。

## 今までの戸籍は?

これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」(コンピュータ化した原本戸籍)として、市役所に100年間保存されます。

もし、「改製原戸籍」の証明が必要になった場合は、これまでどおり申請により交付が受けられます。

## 使用される文字は?

現在の戸籍に記載されている氏・名に使用されている文字が、「誤字」(書き間違えたまま使用されている文字で正しい字形でないもの)の場合、漢和辞典などに挙げられている正字と俗字(法務省で定められている文字)に改められます。

なお、対象の方には市から通知しますので、「ご確認の上、ご理解・ご協力をお願いします。」

## 戸籍のQ&A

Q 戸籍って何?

A 戸籍は日本人の一人ひとりの身分関係(夫婦、親子、兄弟など)を記載した公簿です。

Q どんな内容が載っているの?

A 本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・氏名・生年月日・出生などの事項が記載されています。

Q 筆頭者と世帯主は同じ?

A 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では親・子・孫三代に渡る戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることとはありません。また、世帯主とは、生計を共にする人たちの代表者です。

Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの?

A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き写したものです。

たもので、戸籍抄本はその一部を抜き出して、書き写したものです。

## 戸籍の謄本や抄本などの名称・書式が変わります

戸籍謄本・抄本の名称が変わり、戸籍謄本(全部の証明)は「全部事項証明書」に、戸籍抄本(一部の証明)は「個人事項証明書」になります。

戸籍謄本・抄本(全部・一部事項証明書)の様式が左表のように変わります。

今までの戸籍は「縦書き」文章体で記載されていましたが、改製後は、「横書き」で各項目ごとに記載され、漢数字も算用数字になりますので、分かりやすい戸籍になります。

## 戸籍証明書の新旧対照

名称	変更前	変更後
戸籍謄本	戸籍の全部事項証明書	
戸籍抄本	戸籍の個人事項証明書	
様式	B4判横長	A4判縦長
書式	文章体縦書き	項目別横書き

従来

新

## 有料広告

羽生市キャラクター  
いがんちゃん ムジナもん

安心と信頼のご葬儀

# セレモニーサイト

24時間対応・事前相談承ります。

☎048-578-4101  
羽生市東7-14-1

羽生市役所前

クリスマス・お正月のオシャレ!

# 婦人服バーゲン!

¥5500・¥9800掘出し物コーナー  
(呉服・宝飾大特価)

菊田屋

羽生市南3丁目 TEL561-2163

「後見制度と遺言で、老後の安心を得ましょう!」  
羽生市民プラザの2階で無料セミナーを開催します。

日時: 2010年1月31日(日)午後2時~3時30分  
講師: NPO法人任意後見コンサルタント協会 理事長 川島幸雄

主催: 身近な相続・遺言・宅地建物・離婚相談室

セミナー申込・お問い合わせ: まずお電話ください。

電話 048-580-7391 (川島・出井 担当)

羽生市東6-9-1ケンコーセンター前ビッグエー並び(P有)